

上毛電鉄友の会規約

(目的)

第1条 この団体は、上毛電気鉄道(株)(以下「上電」という。)の運行継続に必要な諸事業に対し支援を行うことにより、上電の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この団体は、上毛電鉄友の会(以下「会」という。)と称する。また、通称名は上電友の会とする。英語標記をJODEN supporters clubとする。

(事務所)

第3条 会の事務所は、上毛電鉄本社内に置く。

(活動)

第4条 会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 上電の運行維持、活性化に必要と認める活動及び支援
- (2) 上電に対する各種ボランティアの募集及び支援
- (3) 上電が保有する車両の全般検査のための基金造成
- (4) その他運行継続、活性化に必要と認める活動及び支援

(会員)

第5条 会員となることができる者は、上電の安全な運行維持、活性化を支援することに賛同する者とする。

- ①個人会員
- ②法人格のない任意団体会員
- ③法人会員

(会費)

第6条 会員となる者は、代表に加入申込書を提出するとともに年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員1口1,000円とし、1口以上
- (2) 法人格のない任意団体会員1口1,000円とし、3口以上
- (3) 法人会員1口1,000円とし、5口以上

3 年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 年会費を会の定める期間までに納入しない者は、会員の資格を喪失するものとする。ただし、再入会を妨げるものではない。

5 既納の会費は返却しない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡等したとき、または会員である法人が消滅したとき
- (3) 年会費を滞納したとき

(退会、除名)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会長は、会則に違反し、またはこの会の名誉を傷つける等、この会の目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(役員)

第9条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表5名以内
- (3) 運営委員15名以内
- (4) 監事2名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(役員職務)

第10条 代表は、会を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、代表があらかじめ指定した副代表が会を総理する。

3 運営委員は、会の業務を執行する。

4 監事は、会の業務及び会計を監査する。

(顧問及び特別会員)

第11条 会に顧問及び特別会員をおくことができる。

2 顧問及び特別会員の選任は、役員会においてするものとする。

(会議)

第12条 会の適正な運営を図るため役員会を置く。

2 役員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成し、会の業務の執行に必要な事項を協議・決定する。

3 役員会は、代表が招集し会議の長となる。

4 役員会は、役員2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状による出席も可とする。

5 役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、代表の決定するところとする。

6 役員会は、必要に応じ役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

ものとする。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 会の経費は、沿線市連絡協議会補助金、寄附金、預金利子及びその他収入をもって充てる。

(基金)

第15条 第1条の目的を達し、第4条の活動を遂行するため、会に上電運行継続活性化基金（以下「基金」という。）を造成することができる。

2 基金は、第6条の会費、預金利子及びその他の収入を積み立てることにより造成するものとする。

3 基金は、第1条及び第4条の事業に要する経費とする場合に限り処分することができる。ただし、役員会において特に必要と認められた時は、友の会の経費に充てることのできるものとする。

(監査)

第16条 監事は、毎会計年度終了後、期日を定めて監査を行わなければならない。

2 監事は、監査をした場合は、その結果を役員会に報告するとともに、会員に周知しなければならない。

(会員の個人情報の保護)

第17条 会の運営にあたり、特定の個人を識別できる情報すべてを個人情報と定義し、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護に関する関係法令等に基づき適正な管理を行うことに努めるものとする。

2 保有する会員の個人情報を以下の目的で利用し、この目的範囲以外での利用はしないこととする。

- (1) 会の事業目的を達成するための情報提供
- (2) 会の運営上必要な事務連絡
- (3) その他役員会で特に必要と認める事項

(委任)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この規約は平成22年5月27日から施行する。